

国民年金だより

年金相談のお知らせ

苦小牧年金事務所では月に1回、新ひだか町と浦河町にて年金相談を行っています。

「年金を請求したい」「年金受給額を知りたい」「年金受給者の死亡手続きをしたい」など年金の相談をしたいけど苦小牧年金事務所まで行くのは大変な方は是非ご利用ください。

★申込方法

この年金相談は完全予約制となっているため、事前申し込みが必要です。

相談したい方の「年金手帳」「年金証書」を事前に用意し、電話にて苦小牧年金事務所（電話0144・56・9001）に直接申し込みをしてください。（年金受給者の死亡関係は遺族の方の「年金手帳」「年金証書」も用意してください。）

なお、予約は先着順のため、希望する時間にお受けできないこともありますのでご注意ください。

会 場	新ひだか町役場
時 間	午前9時～午後4時
相 談 日	平成24年10月25日(木) 平成24年11月28日(水) 平成24年12月21日(金) 平成25年1月24日(木) 平成25年2月27日(水) 平成25年3月27日(水)

※浦河町での日程は、問い合わせください。

「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が発行されます

年末調整・確定申告まで

大切に保管を！

国民年金保険料は、所得税及び住民税の申告において全額が社会保険料控除の対象となります。

その年の1月1日から12月31までに納付した金額が対象です。

この社会保険料控除を受けるためには、支払ったことを証明する書類の添付が義務付けられています。

このため、平成24年1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方については、「社会保険料（国民年金保険料）控除証明

書」が11月上旬に日本年金機構本部から送付されますので、年末調整や確定申告の際には必ずこの証明書（又は領収書）を添付してください。また、10月1日から12月31日までの間に今年をはじめ国民年金保険料を納付された方については、来年の2月上旬に送付されます。

なお、ご家族の国民年金保険料を納付された場合も、ご本人の社会保険料控除に加えることができますので、ご家族あてに送られた控除証明書を添付のうえ申告してください。

「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」についての照会等は、控除証明書のはがきに表示されている年金事務所へお問い合わせください。

環境衛生だより

町では、少子化対策・福祉対策の一環として、2歳までのお子さんや、寝たきりの要介護者が在宅しているご家庭に対して、一定の処理量までの手数料を減免します。

現在、乳幼児と寝たきりの要介護者にとって必需品である紙おむつを

使用している家庭において、申請があった家庭に限り、次のとおり指定ごみ袋を無償で配布します。

- 誕生時・・・年間30枚
- 1歳の誕生日・・・年間20枚
- 2歳の誕生日・・・年間10枚
- 寝たきり要介護者・・・年間30枚

申請方法

お子さんが誕生されたご家庭については、1か月以内に町民生活課窓口で申請してください。

1歳又は2歳のお子さんがあるご家庭については、それぞれの誕生日に申請してください。

寝たきりの要介護者が在宅しているご家庭については、毎年4月に町民生活課窓口で申請してください（4月以降であっても申請は受け付けます）。

申請に必要なもの

- 乳幼児
「母子手帳」と「印鑑」
- 要介護者
「介護状態の分かるもの」と「印鑑」

〇問い合わせ先

町民生活課町民生活グループ

☎0146・47・2112

みんなの広場

新冠小学校6年生です

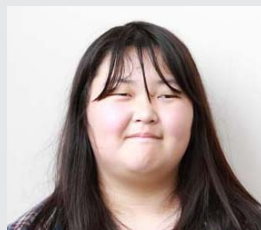
ぼくとわたしの

歌



◇ぼくの将来の夢は、プロ野球選手になることです。今、野球をやっていて、好きなので、プロ野球選手になりたいです。

菊地 紫陽



◇私の将来の夢は保育士です。理由は、小さい子供が好きで、いところにも小さい子がいるからです。

鹿戸 美乃里



◇私の将来の夢は歌手です。無理かもしれないけど大きな夢をもって、その目標に向かって頑張りたいです。

荒井 三冬



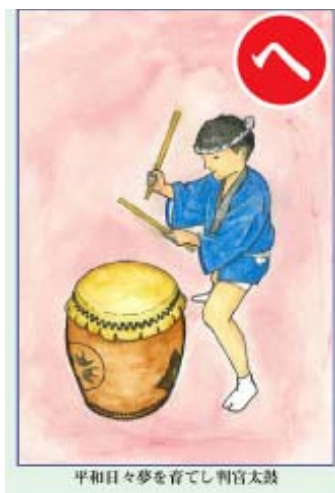
◇ぼくの夢は、ゲームクリエイターです。理由はゲームが好きだし、やるのもいいけど、作るのも楽しそうだからです。

藤平 裕介



◇私の将来の夢は、ネイルアーティストです。お客さんがよろこんでくれて、よろこんだ笑顔が見たいからです。

中川 さくら



平和日々
夢を育てじ
判官太鼓

ふるさとカルタ紹介⑥ 判官太鼓

日本経済が高度成長期にあった当時、人々は物質偏重主義へと向かいつつあり、日本古来の情緒豊かな社会の実現を「町づくり」の基本と考え、町民総意により、郷土芸能「新冠判官太鼓」が創設された。（昭和45年2月）

演奏曲は、町の自然や産業を表現したホロシリ太鼓、ヒガツラ太鼓、いななき太鼓、激流流れ打ちなどがある。

※ふるさとカルタは、新冠町開町130年・町制施行50年記念事業の一環として作製したもので、読み札の題材を「新冠郷土文化研究会」が選定し、そのお題に沿って「新冠俳句の会」が読み札語句を、「新冠アトリエの会」が絵札を担当して作り上げた町民手作りのカルタです。